

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 9 号

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例

いわて体験交流施設条例（平成19年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第 2（第 8 条関係）					別表第 2（第 8 条関係）				
区 分		単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附属の設備の利用料金の 上 限 額	区 分		単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附属の設備の利用料金の 上 限 額
体験ホ ール	[略]				体験ホ ール	[略]			
	その他の場合	[略]	<u>1,730</u>	附属の設備を使用する場 合においては、1 件につ き <u>590 円</u> の範囲内で知事 が定める額		その他の場合	[略]	<u>1,780</u>	附属の設備を使用する場 合においては、1 件につ き <u>640 円</u> の範囲内で知事 が定める額
ふれあい交流室		[略]	<u>690</u>		ふれあい交流室		[略]	<u>750</u>	
[略]					[略]				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。